

議案第26号

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

基山町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第2項第1号中「氏、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「住民基本台帳法施行令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条ただし書中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に、「調整」を「調製」に改める。

第11条第3号中「氏又は名」を「氏名、氏（氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年法律第152号）が公布され、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことに伴い、印鑑登録証明書に旧氏の記載をするため、基山町印鑑の登録及び証明に関する条例を改正する必要がある。

令和元年9月13³日原案可決